

令和2年 第9回教育委員会 会議録

日 時	令和2年6月23日（火） 午前10時30分～午前11時45分
場 所	向日市役所 第7会議室
出席委員	永野教育長、白幡委員、松本委員、流石委員、中野委員
事 務 局	教育部長、副部長兼文化資料館長、副部長兼学校教育課担当課長、主席課長兼教育総務課長、主席課長兼学校教育課長、生涯学習課長、図書館長、天文館長、中央公民館長、文化財調査事務所長、教育総務課副課長兼教育総務係長、教育総務課主査
議 題	議案第11号 向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について 委員会諸報告 議案第12号 人事に関することについて
傍 聴 者	2名
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第7回及び第8回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、議案第11号「向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を上程する。
事務局	― 向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について ― 学校の長期休業に伴い、学期の規則を変更する必要が生じたため、向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するもので、教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。 改正の内容は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、今年度は5月31日まで学校を休業したところであり、6月1日から段階的に再開しているが、長期休業期間中に授業を受けることができなかった児童生徒の学習を保障するため、夏季休業期間を短縮し、1学期を8月4日まで、2学期を8月19日からとすることとしている。 現在、同規則第2条では、1学期を7月31日まで、2学期を8月1日からと規定しているため、当該規則を改正する必要があるが、今後、どのような状況にも対応できるようにするため、本則の規定はそのままとし、

	同条第２項の「教育上必要があるときは、前項の学期を変更することができる」旨の規定を加えるものである。 なお、この規則は、公布日から施行するものである。 【質疑等】
委員	夏季休業期間を確認させていただきたい。
事務局	８月５日から１８日までが今年度の夏季休業期間である。
委員	１学期を８月４日までにするということは、当然、学期の変更ということになると思うが、夏季休業日は規則で「７月２１日から８月３１日まで」と規定されている。例えば、７月３１日まで授業を行う場合は、同規則で夏季休業日が「７月２１日から」となっている箇所はどのように対応するのか。
事務局	夏季休業期間の変更について、同規則第３条第８号の「前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め教育委員会の承認を得た日」という規定で対応している。
委員	休業期間を短くする場合もこの規定で対応できるということか。
事務局	承認を得た日となっているので、休業期間が短くなる場合や長くなる場合も含まれる。
委員	規則で、教育委員会は学期を変更することができるとなっているが、前段階で学期の変更を決めるのは誰なのか。
事務局	学期変更の権限は教育委員会にある。事前に事務局で様々な状況を勘案し、案を想定している。
委員	学校の教員にも意見を聞いているのか。
事務局	今回、臨時校長会を幾度も開催し、そこで校長とも協議をしながら学期の変更を決めた。
教育長	学期の変更は、教育委員会の議決事項にはならないのか。
事務局	議決事項は、教育長に対する事務委任規則において、制限列举されてい

	る。例えば、「教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと」や「学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定及び変更すること」などが規定されており、学期の変更は議決事項に当てはまらないものと考えている。
教育長	議案第 11 号「向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により、議案第 11 号は承認された。 次に、委員会諸報告として「向日市議会令和 2 年第 2 回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について」報告願う。
事務局	― 向日市議会令和 2 年第 2 回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について ― (資料に沿って概要を説明) 【質疑等】
委員	6 月の学校再開と同時に、端末の保有状況やインターネット環境についてのアンケートをしたとあるが、このアンケートの結果を受けて、何か具体的な検討をしたのか。
事務局	学校再開と同時に保護者の方にアンケートを配布し、先日、アンケートの回収が終わったところである。集計はこれから行い、その結果を見てから端末についての検討をしていきたい。
委員	再質問に対する答弁で、「相談というよりもたくさんの意見をいただいた」とあるが、電話で意見をいただいたのか。具体的にどのくらいの意見があったのか。 また、意見の内容は記録しているのか。
事務局	直接電話で意見をいただいたり、教育委員会に来庁され意見をいただいたりした。 また、本市 P T A 連絡協議会が広く集めた保護者の声を聞かせていただく機会もあった。 答弁でもあるように、時期によって意見の内容が異なっていると振り返

	っていたところである。その時々切実な声は、今後の第2波、第3波に活かしていきたい。
教育長	春季休業明けで再開の準備を進めている頃に、保護者から「学校再開しないでほしい」と相当数のメールが届いた。 また、保護者が教育委員会に来られた。
委員	質問内容の記録やその対応の記録、また今後、同じようなことがあったら検証できるよう記録として残しているのか。
事務局	4月から問い合わせが多くなったので、その時点から誰がどのように回答したか記録に残している。
委員	学校再開後の児童生徒の登校状況や学校の状況はどうか。
事務局	6月1日からの短縮時間割等による段階的再開後の第1週目と第2週目は、これまで長期的な不登校であった児童生徒が登校した。 第3週目からは少し疲れが出てきて、学校に来ては休んでと繰り返すようになった。 学校の状況は、現在3名の児童生徒のうち、1名は登校すると新型コロナウイルスに感染してしまうのではないかという本人の判断で欠席している。残り2名は、この状況で登校させるのは難しいという保護者の判断で欠席している。
委員	「学校にとどまる場合には、他者との接触を可能な限り避けられるよう別室で待機させるなど配慮することとしている」とあるが、感染者が出た場合、他の児童生徒と接触しないようにするなどのマニュアルや場所の設定などはどのようなになっているのか。
事務局	保健室を半分に間仕切りし、外傷と風邪症状の児童生徒とでスペースを分けている学校もある。 また、保健室の入り口が1カ所しかない学校では、別室での対応とし、風邪症状で発熱が疑われる場合は、速やかに児童生徒を別室に移動させる。そのために別室を確保している状況である。そこから家庭に連絡して迎えに来てもらうよう学校で決めている。
委員	風邪か新型コロナウイルス感染症であるかの判断が難しいと思う。
委員	体温が37度あると帰宅させると決めているのか。

事務局	4月当初に校長会で検討したが、なかなか体温の基準が示せなかった。 体温が何度と決めていても、児童生徒によって体温の変化が違い、例えば、36度9分でもしんどい児童生徒はいる。 個人差があることは承知の上で、一定の体温基準がないと教職員がその児童生徒に感染の疑いがあるかどうかの判断ができないので、37度5分を目安にすると決めた。37度で児童生徒を帰宅させるという基準はない。
委員	現在、保健室で児童生徒を待機させるためのベッドはどのくらいあるのか。
事務局	基本的にベッドは保健室にしかなく、各学校約2、3台のベッドがある。 発熱があり、ベッドに寝かさざるをえない児童生徒がいる場合、怪我をしている児童生徒を職員室に移動させ、怪我の処置を検討している学校もある。
教育長	次に、「学校再開に向けたアンケートについて」の報告を願う。
事務局	— 学校再開に向けたアンケートについて — 5月26日から6月5日にかけて、向日市の全児童生徒を対象にアンケートを実施した。 このアンケートの目的は、臨時休業期間中の児童生徒の様子や学校再開を迎えた児童生徒の思いを把握して、今後、学校での指導や支援に活かしていくためにアンケートを実施した。 1ページ、小学校の「1 「早ね早おき」をした」は、全体では70%が肯定的な回答であった。ただし、高学年では肯定的な回答率が10%程度低下している。 「2 しっかり食事をとった」は、各学年で90%以上の児童が肯定的な回答であり、食事がしっかりとれていると意識している状況が伺えるが、否定的な回答をした児童が少数いるので、学校が虐待等を含めて児童を見るよう確認をしている。 「3 テレビやゲームの時間を守った」は、70%近くがゲームの時間管理を心がけていた。しかし、高学年では15%程度の児童が心がけていない状況にあり、学年が上がるにつれてゲームの時間がなかなか制限できない児童が増えていると考えられる。 「4 毎日、決まった時間、勉強をした」は、どの学年も70%程度が時間を決めて学習できていると回答している。 「5 自分で勉強の計画を立てた」は、低学年で、特に1年生は計画的な学習が難しい状況が考えられるが、3年生以上は70%近くが計画的な

学習ができていると回答している。

「6 学校からの課題以外の勉強をした」は、どの学年も70%程度が学校以外の学習が行えているが、残りの30%は学校での課題のみが頼りになることが確認されているので、学校からの家庭学習の課題の工夫が必要と考えられる。

「Ⅱ 休業期間中困ったことやがんばったこと」について、小学校ではどの学年も困ったことよりもがんばったことの回答数が多かった。

がんばったことで一番多かった回答は、家の手伝いであった。また、読書の回答が少なく、読書の習慣づけが課題である。

中学校の「Ⅰ 1 規則正しい生活を過ごした」は、全体的には60%が肯定的な回答であるが、学年が上がると低下していき、特に3年生では40%以上の否定的な回答であった。

「2 スマホやネット依存にならないように心がけた」は、3年生では約半数が否定的な回答であり、スマートフォンやインターネットに依存している傾向があることが考えられる。

「3 毎日、決まった時間、学習をした」、「4 自分で学習の計画を立てた」及び「5 学校からの課題以外の学習をした」について、1年生はどの質問に対しても70%程度が肯定的な回答であったが、2年生と3年生は60%程度が肯定的な回答であった。

また、2年生と3年生では、選択肢の「そう思わない」の層がどの質問に対しても20%程度おり、20%の層に学習習慣を確立させることが重要である。

「Ⅱ 休業期間中困ったことやがんばったこと」について、中学校ではどの学年も頑張ったことよりも困ったことの回答数が多かった。

がんばったことの回答で一番多いのは適度な運動であった。また、小学校と同様、読書の回答が少なく、読書の習慣づけが課題である。

アンケートの自由記述では、その他心配なことや知っておいてほしいことがあれば記載するようにした。

小学校については、約272件、約18%の児童が自由記載に回答し、中学校では、約166件、約11%の生徒が回答した。

その中で、小学校は学習120件、学校生活65件、家庭生活25件、コロナ51件、その他11件であった。学習では「ついていけるか心配」、学校生活では「夏休みがどうなるか」やコロナでは「感染への心配」などが挙げられた。

一方、中学校では、学習98件、学校生活45件、家庭生活1件、コロナ12件、その他10件の回答があり、小学校と同様の内容が多かったが、部活動や3年生は特に進路への不安が多く見られた。

このアンケートは、各小中学校ごとにデータを作成し、今後学校で活用していく予定である。

	【質疑等】
委員	小学校の「6 学校からの課題以外の勉強をした」において、「どの学年も70%程度が学校以外の学習が行えている」とあるが、学校が気にかけることなのか。
事務局	「6 学校からの課題以外の勉強をした」のみではなく、「4 毎日、決まった時間、勉強をした」や「5 自分で勉強の計画を立てた」を踏まえ、総合的に見たいと考えている。
委員	塾に行っており、学校よりも先に学習が進んでいるから問題ないと児童生徒が思うと問題だと考える。
事務局	4月に一度も授業をしていない中、復習のみで、発達段階に応じ、どのくらいの分量をどのくらいの期間提供すればよいか知りたかった。 そのため、学校からの課題が十分であったという回答であれば、分量については足りていたということになる。あるいは、分量が多過ぎたというような資料がほしかった。 ただし、塾の勉強も含まれることになるので、問い方について、今後考えていきたい。
教育長	議案第12号「人事に関することについて」を上程する。 この議案は人事に関することから、教育委員会会議規則第14条に基づき、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により秘密会とする。 (以下秘密会)
教育長	議案第12号「人事に関することについて」の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	議案第12号は承認された。 秘密会を解く。 (以上秘密会)

教育長	閉会宣言
-----	------

令和２年第９回教育委員会

令和２年６月２３日（火）

午前１０時３０分から

向日市役所 第７会議室

１ 開 会

２ 会議録の承認について

３ 議 案

議案第１１号 向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

委員会諸報告

- ・向日市議会令和２年第２回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について
- ・学校再開に向けたアンケートについて

議案第１２号 人事に関する事について

４ 閉 会

向日市教育委員会議案第 1 1 号

向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則（昭和 31 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 2 3 日提出

向日市教育委員会
教育長 永野 憲男

教育委員会規則第 号 向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
〔学校教育課〕

1 改正の趣旨

向日市立学校の学期を変更することを可能とするため、「向日市立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正するもの

2 改正の内容

教育上必要があるときは学期を変更することができることとするもの

3 施行期日 公布の日

教育委員会規則第 号

向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

向日市立学校の管理運営に関する規則（昭和58年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 向日市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育上必要があるときは、前項の学期を変更することができる。

第3条第1項第8号中「市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

〈参 考〉

向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
(学期) 第2条 学校の学期は、次のとおりとする。 第1学期 4月1日から7月31日まで 第2学期 8月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで <u>2 向日市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u> <u>は、教育上必要があるときは、前項の学期を変更するこ</u> <u>とができる。</u> (休業日) 第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。 (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日 (2) 日曜日 (3) 土曜日 (4) 学年始休業日 小学校にあつては、4月1日から4月5日まで 中学校にあつては、4月1日から4月6日まで (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで (6) 冬季休業日 12月24日から1月6日まで (7) 学年末休業日 小学校にあつては、3月25日から3月31日まで 中学校にあつては、3月25日から3月31日まで (8) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め<u>教育委員会</u> <u>の承認を得た日</u> 2及び3 略	(学期) 第2条 学校の学期は、次のとおりとする。 第1学期 4月1日から7月31日まで 第2学期 8月1日から12月31日まで 第3学期 1月1日から3月31日まで (休業日) 第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。 (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日 (2) 日曜日 (3) 土曜日 (4) 学年始休業日 小学校にあつては、4月1日から4月5日まで 中学校にあつては、4月1日から4月6日まで (5) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで (6) 冬季休業日 12月24日から1月6日まで (7) 学年末休業日 小学校にあつては、3月25日から3月31日まで 中学校にあつては、3月25日から3月31日まで (8) 前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認め<u>市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u> <u>の承認を得た日</u> 2及び3 略

向日市議会令和２年第２回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

令和２年６月２３日

教 育 総 務 課

令和２年６月５日に開催されました、向日市議会令和２年第２回定例会一般質問答弁について、教育委員会分は以下のとおりでしたので報告します。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(MUKOクラブ 太田 秀明) G I G A ス ク ー ル 構 想 について 進捗状況について	【教育長答弁】 G I G A スクールの構想とは、昨年１２月に閣議決定され、令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律に、児童生徒に一人一台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、一人ひとりに応じた個別最適化された学習にふさわしい環境を整備する構想である。 この構想を実現するために、国において、令和５年度までの整備に向けたロードマップを示されており、本市においても、ロードマップに基づき、各学校における通信ネットワーク環境の整備と端末整備の両面から、取組を進めているところである。 まず、通信ネットワーク環境の整備については、現在、市内すべての小中学校について、既設配管・配線及び電気容量等の現況調査を終えたところであり、今後、それらの結果を踏まえ、各学校の状況に応じた機器設置箇所や配線経路等を検討の上、実施設計を行うこととしており、年度内の完了を目指し整備を進めていく。 次に、端末については、国の当初のロードマップによると、今年度は小学５・６年生及び中学１年生分の整備を行い、残る学年について、令和３年度に中学２・３年生分を、令和４年度に小学３・４年生分を、令和５年度に小学１・２年生分を整備し、令和５年度中に小中学校すべての学年で児童生徒１人１台端末を実現する計画であった。 しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による学校の臨時休業が長期化したことを受けて、去る４月７日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、「１人１台端末」の早期実現に向けた国の令和２年度の補正予算が措置されたところである。 これにより、令和２年度中に整備予定の小学５・６年生及び中学校１年生分に加え、令和５年度に達成するとされている端末整備の前倒しを支援する方針が示されたことから、本市としては、この補正予算による国庫補助金を活用して端末整備を進めたいと考えており、現在、基本ソフト、いわゆるＯＳや学習用ソフトウェアなどの検討を進めている。

オンライン授業の早期 確立について	今後、本市の整備計画が整ったら、児童生徒１人１台の端末整備の実現に必要な予算を議会にお願いしてまいりたいと考えている。 本年４月に文部科学省が行った「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況」の調査結果によると、臨時休業中に家庭学習を課す方針であると回答した学校設置者のうち、「同時双方向のオンライン指導を通じた家庭学習」を課すと回答した設置者は、全体の５パーセントにとどまっている。 こうした中、教育現場でのＩＣＴの活用については、平常時の学校での学習に使用するほか、学校の臨時休業が長期化した時などに、児童生徒に家庭学習を課す際や、学習状況の把握を行う際に遠隔で対応することが効果的であるとされていることから、先ほどお答えしたとおり、現在、校内のネットワーク整備に加え、児童生徒１人１台の端末整備に向けて準備を進めているところである。 一方で、オンラインによる遠隔指導は、通信環境に影響を受ける部分も多くあり、指導中に通信障害があったときの対応や、通信料の負担といった各家庭ごとの通信環境の課題に加え、本市が利用している総合行政ネットワーク、通称「ＬＧＷＡＮ」は、そもそもセキュリティ維持のためインターネットから切り離されており、また、学校が使用している京都府教育情報ネットワークシステム、いわゆる「京都みらいネット」のサーバーや回線の容量等に関わる問題がある。 さらに、文部科学省が大学などで使用している超高速の学術ネットワークＳＩＮＥＴ（サイネット）を将来的に開放することを計画していることなど、今後の動向を見据える必要もあり、学校における通信環境の課題が数多くあることから、すべての児童生徒が平等に学習の機会を得ることができるよう、オンラインによる双方向の学習指導体制を直ちに構築することは、困難と思われる。 しかしながら、今回の一連の臨時休業期間のように、学校の休業が長期化した際に、自宅にいる子どもたちのためにＩＣＴを活用した学習支援、例えば、教員が課した課題について解説動画を配信することや、子どもたちが、その動画を自宅で視聴することなどは可能であり、向日市の小中学校においては、現在のＩＣＴ環境の中で工夫し、学校のホームページ上に、様々な学習支援のコンテンツを紹介したり、学校の様子や給食のレシピなどの画像を掲載したりしながら、教員が児童生徒や各家庭とつながりを持つよう努めてきた。 こうした学校の取組に対して、教育委員会としてさらなる支援を行い、動画配信などのＩＣＴを活用した学習支援を充実させていくためには、各家庭の通信環境などを把握することが必要となることから、６月の学校再開と同時に、端末の保有状況やインターネット環境について、保護者の方々に、アンケート調査を実施しているところである。 今後、このアンケート調査の結果を踏まえた上で、各家庭の状況
------------------------------	--

(再質問) 学校の臨時休業について、広報４月号に掲載できたのではないか。 (再質問) 臨時休業中に学校にはどんな相談があったか。 (日本共産党議員団 山田千枝子) 新型コロナウイルス感染症と計画等について 第２留守家庭児童会の増築等について 学校の夏季休業期間(夏休み期間)における留守家庭児童会の受入れについて	を的確に把握し、臨時休業中に必要な学習支援や、オンラインも含めたＩＣＴの効果的な活用方法について、ハード、ソフトの両面から具体的に検討してまいりたい。 【市長答弁】 広報の入稿締切が２月末で間に合わなかった。今後、こういった緊急時の対応について考える。 【教育長答弁】 相談というよりもたくさんの意見をいただいた。 春季休業明けの時点では、「不安であるから学校を再開しないでほしい」という声が多かった。 また、休業期間が長引くと、子どもの体力の心配や学習課題の不安の声、そして緩和宣言されると、「早く学校を再開してほしい」や「再開にあたっては、分散登校をしてほしい」などといった意見をいただいた。 【部長答弁】 当初、この事業の予算については、１クラス分として２千万円を計上していたが、昨夏の入会児童数が想定より多かったこと、また、国の子ども・子育て支援整備交付金が確保できる見込みがたったことから２クラス分増築することとし、国の示す基準額の上限額である５，４９３万円に増額させていただいた。 しかしながら、本年２月に行った入札において、請負業者の決定には至らなかったことから、現在、再設計を行っているところである。 ご質問の「建設予算について」であるが、工事費用の積算には、京都府の積算単価等を使用しており、見積額は適正であったものと考えているが、近年の原材料費及び人件費等の高騰が、影響したものと認識している。 このため、当初、鉄骨造で設計していたが、木造でも一部分に壁を設ける等の工夫により一定の大空間を確保することができ、また、工事価格も抑えられることから、現在の予算額で増築は可能と考えている。 また、「建設時期について」であるが、８月の一般競争入札を経て年度内の完成を目途に進めているところである。 今年度の夏季休業期間中の開所は、例年２７日程度のところ、９日間となり、利用が少ない盆休みの期間も含むことから、入会児童数は少なくなるものと見込まれるが、これまでと同様に学校施設の活用や指導員の確保に努め、入会要件を満たす児童について受け入れを行えるよう努めてまいる。
--	---

新型コロナウイルス感染症と計画等について

新学習指導要領の弾力化について

また、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用や手洗いの徹底、アルコール消毒や清掃、検温や健康観察に努め、児童が安心して過ごせる生活の場となるよう引き続き運営してまいる。

【教育長答弁】

ご承知のとおり、小学校は本年4月から、中学校は来年4月から、新しい学習指導要領が全面実施される。

現代社会は、情報化やグローバル化といった社会的変化が人間の予測を超えて加速度的に進展し、社会や生活を大きく変えていくなど、複雑かつ予測困難になっている。

そのため、新しい学習指導要領では、変化の激しい社会に主体的に関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を、子どもたちが身に付けられるようにすることを目指しており、学校教育に課せられた使命は大変に重いと認識している。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、新学年がスタートする大切なこの時期に2か月間の臨時休業となり、加えて、飛沫や接触による感染防止のため、児童生徒が密集して、長時間活動するグループ学習の回避が求められており、小学校において全面実施される新しい学習指導要領の示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業を実施するには難しい面があり、感染症対策に十分留意しながら教育活動を進める必要があると考えている。

ご質問の「学習指導要領の弾力化」について、本市においては、一連の臨時休業に伴って授業を受けることができなかった児童生徒の学習を保障するため、夏季休業期間を短縮することとし、各学校では、学校行事を精選するとともに、教科横断的な学習を取り入れるなどの工夫に努めているところである。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施に関する文部科学省の通知では、長期休業の短縮、補充学習の実施等をしていながらも、学習の保障が難しい場合には、これらを補完する方法として、学年を繰り越して、2、3年かけて教育課程を実施することについて、特例的に認めると示されているところであるが、本市においては、各学校が見直した再開後の年間指導計画で、各学年の指導を終えることができると見込んでおり、現在のところ、この特例的な対応については、検討していない。

あわせて、各学校においては、学校行事等、それぞれの教育活動における教育的意義を考慮するとともに、児童生徒の身体的精神的な負担とならないよう、また、教職員の過度な負担とならないことにも十分留意して、計画の見直しを図っているところである。

教育委員会としては、この長期にわたる臨時休業期間を終えた児童生徒一人ひとりの心身の状態をしっかりと把握するとともに、学びの保障に向けて、引き続き、校長会と十分協議しながら、必要な支援を講じてまいる。

教室の増築について 9 月入学制度に関する調査について 校内で発病者が出た場合と中学 3 年生の受験について	教室における密集を回避するため、文部科学省作成の衛生管理マニュアルでは、地域の感染レベルに応じて、人との身体的距離は 2 m、最低でも 1 m を確保することや、1 m を目安に学級内で最大限の間隔を取ることが示されている。 現在、本市の各学校においては、身体的距離を約 1 m 確保できる机の配置をしていることから、新型コロナウイルス感染症対策としての教室の増築及び少人数学級については考えていない。 いわゆる 9 月入学制は、学校の臨時休業が長期化する事態を想定した際の対応案の選択肢の一つとして、国において検討を開始されているものと承知している。 9 月入学制は、国民の関心が高い議論の対象の一つであり、様々な意見や考え方があることは報道等で承知しているが、すべての学校が 9 月入学に移行するということになると、本市や本市教育委員会、そして京都府や教育行政を所管する文部科学省だけに関わる問題では無く、議員ご指摘のとおり、我が国の社会全体に大きく影響を及ぼすものであることから、9 月入学制については、国政の場で議論されるべきものと考えている。 児童生徒及び教職員に感染者が出た場合の対応について、本市においては、学校再開に際して、文部科学省作成の「新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の実施等に関する Q & A」を踏まえ、感染防止対策を進めているところである。 ご質問の児童生徒が学校において発熱等の症状が出た場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養させるとともに、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまる場合には、他者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなど配慮することとしている。 このため、各学校においては、保健室を半分に間仕切りし、発熱や風邪症状などに対応するスペースと、外傷などの処置にあたるスペースとに分けるなど、発熱や風邪症状等のある児童生徒と他の児童生徒が接することのないように十分留意して対応することとしている。 医務室の設置については、医師や看護師の配置、医療器具等の配備が必要であり、設置は困難であると考えているが、各学校においては、児童生徒の心身の状況に応じて、学校医に相談することとしている。 また、教職員や調理員の検査については、濃厚接触者としての特定は、保健所が行うこととなっており、PCR 検査実施の判断については、保健所に加え、病院や開業医も可能となっているので、感染者が発生した時などにおいては、保健所や医師の指示に従い、出勤停止の措置など適切に対応をしてまいる。 次に、中学 3 年生の受験について、京都府公立高等学校の入学者選抜については、京都府、京都市両教育委員会において実施されている。
---	---

修学旅行の延期について （日本共産党議員団 米重 健男） 新型コロナウイルス感染症対策に伴う財政支出について 留守家庭児童会の保護者協力金の返還等について	昨年度は、京都府公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応として、受験日に医療機関の指示で欠席となった生徒の追加選抜の対応を検討されていたが、対応事例がなかったと聞いている。 来年受験を迎える中学３年生については、ご質問の追加選抜を含め、受験に対して様々な不安もあると考えられるので、各中学校において、進路指導をより一層丁寧に行い、生徒から聞き取った不安や疑問などは、校長会を通じて、また必要に応じて本市教育委員会からも府教育委員会に伝え、生徒が安心して受験できるよう支援してまいる。 各学校において指導計画を見直すとともに、年度当初に実施することができなかった学校行事について、中止や延期を検討しているところである。 修学旅行については、自然体験など現地でしか体験できない活動や、これまで学校生活を送ってきた仲間と校外で寝食をともにすることへの期待や参加意欲が高い、学校生活の思い出に残る学校行事である。 教育委員会としても児童生徒の心情を思うと、何とか実施できないかと考えており、現時点で実施の可否を即断することなく２学期に延期することとし、各学校において、行き先や日程について検討を重ねているところである。 感染症の状況を注視しつつ、修学旅行の実施について校長会と十分協議の上、適切な時期に実施の可否を判断することとしている。 また、修学旅行を中止せざるを得ない場合には、発生するキャンセル料に係る保護者の経済的負担の軽減について、検討してまいりたい。 【部長答弁】 本年４月１７日以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する留守家庭児童会の対応として、利用対象者を医療従事者や警察などの社会機能を維持するために職場に出勤することが必要な方や、福祉的配慮が必要な方などとし、これら以外の方については可能な限り自宅で過ごしていただくようお願いするとともに、新たに「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特別休会」制度を設け、１か月単位で利用を休止される場合には、保護者協力金を無償とさせていただいたところである。 この保護者協力金については、本市の留守家庭児童会育成事業の円滑な運営に協力いただくため、保護者の皆様の所得に応じて負担いただいているところである。 ご質問の日割りでの返還等について、他の自治体や民間では登録日数による料金体系の放課後児童クラブもあるが、本市留守家庭児童会では、家庭の事情に応じていつでも利用いただける月額制としている。
---	---

(再質問) 保護者からの自主的な申告によって日割計算し、保護者協力金を返金できないのか。 学校休校に伴うオンライン授業環境の整備について	留守家庭児童会の児童の利用日数は家庭ごとに様々であり、習い事やその他の事情による欠席と、今回の利用休止による欠席との区別は難しく、日割り金額を設定することが困難である。 【部長答弁】 習い事やその他の事情で毎日利用されていない家庭もあることから、今回の自粛による日割金額と区別することが難しい。 そもそも、保護者協力金は月額で設定しているところである。 今回新型コロナウイルス感染症拡大防止により、留守家庭児童会の利用を控えている方について、新たに特別休会制度を設けており、過去に遡って申請の受付をしている。 【教育長答弁】 午前中の議員のご質問に対する答弁と重複するが、ご容赦いただきたい。 本年4月の文部科学省の調査によると、臨時休業中に家庭学習を課す方針であると回答した学校設置者のうち、「同時双方向のオンライン指導を通じた家庭学習」を課すと回答した設置者は、全体の5パーセントにとどまっている。 こうした中、教育現場でのICTの活用については、平常時の学校での学習に使用するほか、学校の臨時休業が長期化した時などに、児童生徒に家庭学習を課す際や、学習状況の把握を行う際に遠隔で対応することが効果的とされていることから、現在、校内のネットワーク整備に加え、児童生徒1人1台の端末整備に向けて準備を進めているところである。 一方で、オンラインによる遠隔指導は、通信環境に影響を受ける部分も多くあり、指導中に通信障害があったときの対応や、通信料の負担といった各家庭ごとの通信環境の課題に加え、インターネット回線の容量等の問題がある。 さらに、文部科学省が将来的に開放することを計画している大学などで使用している超高速の学術ネットワークSINET（サイネット）の動向等を踏まえる必要があり、学校における通信環境の課題が数多くあることから、すべての児童生徒が平等に学習の機会を得ることができるような、オンラインによる双方向の学習指導体制を直ちに構築することは、困難と思われる。 しかしながら、今回の一連の臨時休業期間中、向日市の小中学校においても、現在のICT環境の中で工夫し、学校のホームページ上に、様々な学習支援のコンテンツを紹介したり、学校の様子や給食のレシピなどの画像を掲載したりしながら、児童生徒や各家庭とつながりを持つよう努めてきた。 こうした学校の取組に対して、教育委員会としてさらなる支援を行い、動画配信などICTを活用した学習支援を充実させていくためには、各家庭の通信環境などを把握することが必要となることか
---	---

(杉谷伸夫)
新型コロナウイルス感染症対策による小中学校の休校問題について
臨時休校期間中の学校の役割について

ら、6月の学校再開と同時に、端末の保有状況やインターネット環境について、保護者の方々に、アンケート調査を実施しているところである。

今後、このアンケート調査の結果を踏まえた上で、各家庭の状況を的確に把握し、臨時休業中に必要な学習支援や教育相談、オンラインも含めたICTの効果的な活用方法について、ハード、ソフトの両面から具体的に検討してまいりたい。

【教育長答弁】

本市においては、3月の一斉臨時休業以来、5月末まで、三度の臨時休業措置をとった。

これらの臨時休業期間中、各学校では、自宅待機している児童生徒に、担任が各家庭を訪問して学習課題を配付し、後日、再度の家庭訪問や登校日に回収しており、回収した学習課題は、児童生徒一人ひとりの学習の定着状況の把握や、今後の学習指導の改善に生かすこととしている。

また、各学校のホームページ上には、文部科学省や府教育委員会の学習支援サイトを紹介するほか、各学校の教員が独自に児童生徒へのメッセージを発信したり、年度当初に指導を計画していた植物や昆虫の成長記録の画像を掲載したりするなど、児童生徒の学習支援に努めてきたところである。

さらに、長期間家庭内で過ごす児童生徒に対して、担任が週1回程度、電話による健康相談や悩みを聞きとったり、家庭訪問の際に話をしたりするなど心のケアにも努めてきた。

保護者から各学校へは、「家庭訪問時に直接教師と対応するのは不安である」などの意見があり、要望のあった家庭には家庭訪問時の配付物を家庭のポストへ投函し、回収物がある時には学校の昇降口に回収箱を備えるなど、要望に応えるよう努めてきたところである。

また、年度当初から臨時休業となり、教員と児童生徒、保護者との信頼関係が構築されていない中での家庭訪問や電話対応、授業を開始していない中での学習課題の作成など、とりわけ小学1年生では、その対応に大変難しい状況があった。

教育委員会と校長会で幾度も協議を重ね、対応を図ったが、中には保護者の皆様に負担や心配をお掛けすることもあったと認識しており、長期間休業が続く中で、登校日の設け方にも検討の余地があったと考えている。

この間、学校再開に至るまで、感染症の状況が日々変わる中で、教育委員会としても、学校としても、これまで経験したことのない対応を迫られてきた。

今後、校長会ともこれまでの経過を振り返るとともに、いただいた保護者の皆様からの意見についても、可能な限り今後の対応に生かしていきたい。

感染不安による欠席の児童生徒への柔軟な対応・支援について I T化、オンライン授業への対応・準備について 新型コロナウイルス感染症対策による小中学校の休校について	本感染症に係る不安等の理由により児童生徒が登校できない、保護者が登校させたくない場合は、本感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、児童生徒や保護者から事情をよく聴かせていただき、合理的な理由があると校長が判断する場合には「出席停止」として取り扱えるものと考えている。 また、このようなケースで登校できない児童生徒には、各学校において、保護者とも十分に連携を図り、個別に必要な学習支援を行うとともに、登校への不安の軽減など心のケアにしっかり努めてまいる。 午前中の議員や先ほどの議員のご質問に答弁したとおりである。 【部長答弁】 先ほどの議員にお答えしたとおりである。
--	---

向日市議会令和2年第2回総務文教常任委員会質疑要旨

- 1 日 時 令和2年6月15日（月） 午前10時～11時40分
- 2 場 所 向日市役所第1委員会室
- 3 委 員 丹野委員長、福田副委員長、常盤委員、和島委員、村田委員、
小野委員、天野委員

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて 令和元年度向日市一般会計補正予算（第7号）（所管分）	
	○質疑
	【小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について】
委員	小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について、これから第2波、第3波が到来すると思うが、小中学校ではどのような対応をするのか。 前は京都府の基準に基づき対応されたと思うが、今後、市独自の判断基準を設けるのか。それとも、前回と同様、京都府の基準で判断されるのか。
事務局	その時の感染者の状況にもよる。また、国の指針も出るかと思う。 京都府立学校がどのように対応するか参酌しながら、休業する必要があるのか、また、その時市内全校になるのかなど考えることになる。
委員	学校再開にあたって、教室内での席の間隔やニュースではフェイスガードをして授業を受けている児童生徒もいたが、本市では何か対策をしているのか。 また、音読や音楽の授業での合唱は控えているのか。なお、レコードを聴くだけで演奏をしないのか。教員の配置は従来どおりなのか。
事務局	児童生徒間の距離について、最低1mを目安に距離をとるように指導している。 フェイスガードについて、通常はマスクの着用をお願いしているが、発音の支援を要する児童生徒においては、口元が見える必要があるため、その担当の教員と児童生徒にフェイスガードを支給した。
事務局	授業中の配慮について、人との間隔を最低1mという目安に加え、窓や出入口の開放をし、エアコンを使用している際にも換気を十分に行っている。 また、授業の中で児童生徒同士が意見を出し合ったり、話し合ったりすることは重要な学習活動である。その活動における感染対策として、正面で会話をすることを避けたり、長時間の対面でのグループ活動を控えたりしている。 体育では、現在、近距離で組み合う活動などは実施しないとしているが、年度中には行うので、計画を練り直している。 音楽について、鑑賞する学習活動はできるが、全員でリコーダーを吹いたり、合奏や合唱をしたりする活動は控えている。 教科や学習内容により、「現在は行わない」、「配慮して授業を行う」など計画を練

	り直している。
委員	従来の席の間隔はどのくらいか。
事務局	目安にしている1 mは身体的間隔であるため、机の端ではなく、児童生徒の体の中心から他の児童生徒の体の中心までである。従来は70～80 cm程度であった。
委員	全国の学校でプールの授業は行わないとなったと思うが、向日市ではプールでの感染の危険性について、どのように考えているのか。 例えば、更衣室での感染や泳ぐ時の息づかいなどによる感染の危険性を想定し、今年においてはプールの授業を見合わせるのか。
事務局	更衣室での感染リスクもあるが、そもそも学校休業に伴い健康診断ができておらず、児童生徒の健康状態を把握していないので自粛している。
委員	小中学校でのプールの授業は、泳ぐことを目的としている。 泳ぎ方を覚えていたら溺れる可能性が低くなる。プールの授業を見合わせるにあたり、児童生徒に泳ぎ方を教えることは実施するのか。
事務局	今年は水泳などの運動の授業は実施しないとしたが、それに代わる授業を実施する予定である。 プールに入る前の洗体や、準備体操をして体調を整えてからの入水などのマナー等については、学校長を通じて児童生徒に指導を行うことを考えている。 技能については、今年は指導をしないが、次年度以降検討したい。
委員	プールに入るにあたってのマナーを指導すると、プールに入りたいと思う児童生徒が出るのではないか。
事務局	水泳などの運動の授業のみに関わらず、様々な学校行事の精選について、児童生徒に辛抱してもらう場面が多いと思うが、授業できないことを家で学習しているかどうか非常に大事だと考えている。 また、入水前の指導については、学習指導要領でも取り上げられていることである。
委員	【第4向陽小学校増築棟に手洗場について】 第4向陽小学校増築棟に手洗場がなく、教員から旧校舎の手洗場を使用するようにとの案内があったと聞いている。新型コロナウイルスは、増築計画をした後に沸き起こったことではあるが、何故手洗場が計画されなかったのか経過をお聞かせ願いたい。

事務局	設計する際、どのような施設が必要であることを学校に希望聴取を行った上で計画したものである。なお、その際、手洗場については、学校から特に話はなかったとのことであった。 なお、手洗いは1階中校舎の手洗場も利用し、全体で対応するという施工であった。
委員	学校と協議をして、手洗場がない図面で工事を進めたとのことだが、手洗場がなくても既存の設備で工事を進められるということだったのか。
事務局	トイレや水回りなどの設備を、学校に一つ一つ細かく確認してはおらず、全体の図面をお見せして検討を行った。
委員	現場では、手洗場が必要と認識されなかったということかと思うが、それはどの段階での話であったのか。 新1年生を担当する教員やその他の教員は新校舎を見て愕然とされた。4月5日の竣工式を迎えるまで誰も手洗場の必要性に気付かなかったのか。
事務局	当時、どこまで具体的な協議をしたのかは今となってはお答えできないが、通常、各学校と教育総務課で協議する時には校長と教頭に話をさせていただく。その協議の中で、手洗場についての要望はなかった。
委員	今後、さらに暑くなる。また、引き続き、感染防止対策が必要であり、外付けの手洗場でも構わないので設置の要望をする。 採決　－　挙手全員　－　可決
議案第41号　専決処分の承認を求めることについて 令和2年度向日市一般会計補正予算（第1号）　（所管分）	
委員	○質疑 【留守家庭児童会の保護者協力金について】 留守家庭児童会の保護者協力金は日割り計算できないのか。
事務局	一般質問での答弁のとおり、制度そのものの話であり、ご理解いただきたい。
委員	これからの時代に合うような制度を考えていただきたい。 採決　－　挙手全員　－　可決

議案第 6 1 号 向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	
	○質疑 【向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について】
委員	条例改正の目的をお聞きしたい。
事務局	条例改正の趣旨は 2 つある。 1 つ目、省令の基準改正に伴う条例の改正である。2 つ目は人材確保のためである。
委員	条例改正によって人材確保の見通しがつくのか。改正すれば人材確保ができるのか。
事務局	人材確保のための改正である。
委員	指導員会議等、知識を高めるための指導力向上の研修などについて、今後どういう形で行われるのか。また、今後指導員になった方についても、しっかりと研修をしていただけなのか。
事務局	指導員の人材育成は大事なことだと思っている。研修における予算も昨年度から計上し、専門的な研修である「障がい児童の関係」や「虐待」、また、専門の方をお呼びして「育成の関係の指導」など充実させ行っていきたい。アルバイトの方も研修に参加していただいております、そのような形で取り組んでいきたい。 会議についても、毎月の主任会議や児童会会議で情報共有などを行っている。
委員	専門的な知識はキャリアを積まないといけない。どんな場面でもしっかり対応いただけるよう、アルバイトの方も含め、研修の機会、予算や時間を確保していただきたい。
事務局	臨時指導員や補助員に声をかけており、全員参加することは難しいが、順番に何名か研修に参加していただく形をとりながら、勉強していただき、資質の向上に繋がればと考える。
委員	アルバイトの方は支援員の資格を有して働いているという認識でよいか。
事務局	都道府県認定資格研修は受けていない方がほとんどである。ただし、その研修を受けることができる教諭や保育士の資格を有している方が約 3 分の 1 いる。

委員	支援員の研修を受けられる資格を有している方が約3分の1いるということか。
事務局	おっしゃるとおりである。加配の臨時指導員が約30名おり、そのうち約10名がその研修を受ける資格がある。
委員	5年以上アルバイトを続けていれば、研修を受ける資格があるとの認識でよいのか。
事務局	経験年数では高卒2年以上、高卒でない方は5年以上である。
委員	短時間のアルバイトでも5年働いていれば対象になるのか。
事務局	時間数については定めない。研修の実施機関である京都府に判断していただくこととなる。
	採決　－　挙手全員　－　可決
議案第63号　令和2年度向日市一般会計補正予算（第2号）　（所管分）	
	○質疑 【学校給食の再開について】
委員	給食開始にあたり、食材の安定確保はできているのか。また、価格は上がるのか。
事務局	通常どおり食材の購入はできている。また、価格が特別上っているということもない。
委員	児童生徒が配膳すると思うが、配膳にあたっての注意点があれば教えてほしい。
事務局	配膳の機会を減らすために、品数を減らす工夫をしている。ただし、栄養価が下がったり、食材の費用が安くなったりしているのではない。 また、配膳にあたっては、食べきれなくて戻したり、おかわりをしたりするとしゃもじやおたまを触る機会が多くなるので、予め少なめに配膳し、おかわりがほしい児童生徒については教員が配膳するように気をつけている。
委員	おかわりについては、従来は児童生徒が行っていたのか。
事務局	各学校ごとの差はあるが、児童生徒が行っている学校もある。
委員	アルコール消毒について、民間では入手が難しく、次亜塩素酸を薄めて使っているところも見られる。アルコール入手が困難な状況が続いているが、純粋なアルコールを使

	用していて、今後も使用していくということか。
事務局	児童生徒がいる時はアルコールを使用し、児童生徒の下校後に教職員が消毒する場合は、次亜塩素酸ナトリウムを使用している。 現在、一定量の消毒用アルコールを学校に配備しているため、1学期中は問題ないと思う。今後については、今回の補正予算が計上されたらアルコールを配布していきたい。併せて次亜塩素酸も使用していく。
委員	児童生徒の手の消毒には次亜塩素酸は使っていないということか。
事務局	原則として、児童生徒の手指消毒は石鹸での手洗いを励行している。補足的に消毒をする場合はアルコールを使っている。
委員	児童生徒がいない放課後にトイレや教室などの消毒を教職員がしなければいけないということが負担となっているのではないか。教職員以外で、シルバー人材センターに委託するなどの検討はないのか。このまま現場の教職員に負担を強いるのか。
事務局	消毒のタイミングはシチュエーションによって変わってくる。例えば、共有物のパソコンや掃除道具などは使用後にする必要があるので、一律に委託をするのは難しい。 ただし、教職員の負担が少なくなる方法は検討していく。
委員	放課後に必ず消毒し、チェックを受けなければならないという負担を心配している。 先ほど給食の話が出ていたが、感染防止のために教員がすべて配膳をしていると聞いていたが間違っているのか。
事務局	学校によっては教員にお願いしている。
委員	学校ごとに対応が違うということか。先ほどの教員の負担の話になるが、1学級30名前後の配膳はどうしているのか。 また、第2向陽小学校と各中学校にエレベーターがない。運搬は誰が行っているのか。
事務局	基本的に担任教員を中心に給食当番の児童生徒が配膳を行うが、低学年において、配膳がスムーズに行えるよう担任教員以外の教員にも手伝ってもらうこととしている。 小学校1年生の配膳については、新型コロナウイルス感染症防止対策と併せて、給食が6月に開始されて間もないからであり、従前から給食開始時の配膳を担任教員以外の教員も手伝うことはある。 それ以外に給食の品数を少なくすることで、配膳がスムーズになるように配慮をしている。

	エレベーターがない学校については、従来どおり給食当番が運搬している。
常盤委員	品数を減らすのはいつまで続くのか。
事務局	感染状況によるが、1学期中の予定としている。
	【非接触型体温測定器の購入について】
委員	検温が義務付けられているが、学校において、非接触型体温測定器の購入はいかがか。
事務局	各学校に3台の非接触型体温測定器を寄付していただいた。
常盤委員	各学校3台で対応できているのか。
事務局	登校前に各家庭で検温をお願いしており、登校時の教室に入室する前に健康観察カードを教員に提示し、健康チェックをしている。その際、どうしても検温ができない場合や、検温をしたが登校中に気分が悪くなった場合については、非接触型体温測定器を活用している。短時間で測定できるので、1時間目の授業に全く支障がないと聞いている。
	【児童生徒の身体的距離について】
委員	児童生徒の身体的距離について、文部科学省が示している「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」では、「1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること」とされており、一般質問の答弁の中で身体的距離約1mを確保できるとされていた。 しかし、8.3m四方の教室では、1mの間隔を取ると1学級20名が限度であるのではないかと考えるが、本市では1m間隔を確保できている教室はどれくらいあるのか。調査されているのか。また、どの数字によるのか。
事務局	全教室の調査はしていない。全学校において、児童生徒数が比較的多い教室を測定した結果、85cmから100cmまでの間隔であった。
委員	教壇にシールドを設置しないかぎり、前列の机を教壇から離さないといけなと思う。それに伴い、前列以降の机も後ろに下げないといけなと思うので、身体的距離約1mを確保できるという答弁は信憑性に欠ける。
事務局	1m以上間隔を空けることが完全に感染症を防げるということではない。 休み時間についても身体的な距離を保つよう児童生徒へ指導、マスクの常時着用や換気をするなど、二重、三重の感染症対策で感染リスクの低減に努めていきたいという答弁をさせていただいた。

	それに加え、距離だけでなく、授業というのは児童生徒と教員との会話や児童生徒同士の会話があり、そのときの様子を重点的に取り、リスクの低減に努めている。
委員	おっしゃるとおり、常にソーシャルディスタンスは不可能だと思うので健康管理や様々な意識を持つことが大事だと思う。 この機会に少人数学級や教員の増員が大きな課題だと思うが、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校の教員を含め増員を考えていただきたい。また、国や京都府にも要望していただきたい。
教育長	人員の充実が国の予算にも示されており、本市教育委員会としても京都府教育委員会にも要望してまいりたい。 学級規模の縮小に関しては、新型コロナウイルス感染症防止対策というよりは中長期のものである。 本来ならば定数改善計画を立ててほしいが、教員採用計画や財源にも関わるので、これまで少人数教育の充実の要望をしており、引き続き、国に要望してまいりたい。
委員	養護教諭やスクールカウンセラーを含む配置など、市独自で何か考えているのか。
事務局	従来から配置している心の相談サポーターについて、大学院で臨床心理を学ぶ学生と大学の実習生を配置していたが、大学生が配置できず、大学院生のための配置となった。 この現状で何とかしていかなければいけないと考えていたところ、京都府からスクールカウンセラーの配置を増やしていただいたので、現在配置しているスクールカウンセラーをさらに多くの時間を各学校に配置できる準備が整ったところである。
委員	【体育館へのエアコン設置について】 真夏の体育の授業について、災害時の拠点ともなる学校の体育館のエアコン設置の要望があるが、いかがか。
事務局	小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒に体力の差があることや、これまで7月後半から8月前半にかけて指導してこなかった時期での体育であることを十分に配慮し、屋外での活動をできるだけ控えるなどの指導をしていく。体育館での指導については、屋外よりも状況が困難なこともあり、対策については検討していく。
委員	前向きな検討と捉えてよろしいか。
市長	エアコンを体育館に入れるとなると約数億円の費用がかかる。物理的に設置できる状況であるか、また、予算や補助金などのこともあるので、早急に設置することは難しい。 この夏を乗り切るのが大切であるので、それに向けての対策案を作り、市議会等で

	判断いただきたい。 採決　－　挙手全員　－　可決
議案第 6 5 号　　令和 2 年度向日市一般会計補正予算（第 3 号）　　（所管分）	
委員	○質疑 【小中学生へのマスク配布について】 学校再開時に小中学生へ 1 0 枚のマスク配布し、残り 4 0 枚は感染状況を見て配布としているが、この予算そのものは議決されてないので、議案の提案日までに議会へ報告しなければいけなかったのではないかと。 児童生徒にとってマスクの着用は大変負担になる。マスクによる窒息や熱中症など保護者からの心配の声が上がっており、今後の対策はいかがか。
事務局	児童生徒が学校の新しい生活様式を身につけている段階である。その中で、室内の授業ではマスクの着用が欠かせないと判断している。ただし、運動量が多くなる体育の時間、休み時間や屋外での活動など運動量が多くなる場合はマスクを外すことを認めているが、屋外から屋内に入る際は手洗いや消毒を徹底している。 登下校については小学校は集団登校であり、ソーシャルディスタンスを取りながらの登下校は難しいので、現在はマスク着用としている。距離の取り方が身についたらマスクを外すことも視野に入れて検討していきたい。
委員	熱中症対策を含む高性能マスクが必要だと思い、検討していただきたいがいかがか。
市長	学校再開にあたり、緊急であったので備蓄していたマスクを取り崩している。 高性能マスクについては、児童生徒分の枚数の確保ができるかどうかもあるので、不織布のマスクに限ってということではなく、議決後、柔軟に対応してまいりたい。
委員	中学校の部活動について、バスケットボール、柔道、剣道などは他の生徒と接触すると思うが、どのように指導しているのか。
事務局	中学校の部活動は先週月曜日から再開した。現在、条件付きで密集する活動や、組み合いや接触プレーが多い競技については見合わせている。マスクは外してよいとしており、また、練習前と練習後の手洗いを徹底している。 採決　－　挙手全員　－　可決

学校再開に向けたアンケートについて

令和2年6月23日
学校教育課

<小学校>

- I 1 「早ね早おき」をした。
全体では70%が肯定的であった。高学年になると肯定的な回答の率が10%程度低下している。
- 2 しっかり食事をとった。
各学年ともほとんど(90%以上)の児童が肯定的な回答であった。→食事がしっかりとれていると意識している状況である。
- 3 テレビやゲームの時間を守った。
全体的には70%近くがゲームの時間の管理を心がけられていたことが分かる。しかし高学年では15%程度の児童が心がけられていない状況である。
- 4 毎日、決まった時間、勉強をした。
どの学年も70%程度が時間を決めて学習できていると回答している。
- 5 自分で勉強の計画を立てた。
低学年は計画的な学習が難しい(特に1年生)状況が考えられるが、3年生以上は70%近くが計画的な学習ができていると回答している。
- 6 学校からの課題以外の勉強をした。
どの学年も70%程度が学校以外の学習が行えているが、残りの30%は学校での課題のみが頼りになることが予測され、学校からの家庭学習の課題の工夫が必要と考えられる。
- II 休業期間中困ったことやがんばったことは何ですか。
・どの学年も困ったことよりも頑張ったことの回答数が多い。
・がんばったことの回答で一番多いのは家の手伝いであった。
・がんばったことの回答で、読書の回答が少なく、読書の習慣づけが課題である。

<中学校>

- I 1 規則正しい生活を過ごした。(適度な睡眠や食事)
全体的には60%が肯定的な回答であるが、学年が上がると低下していき、3年生では40%以上が否定的な回答であった。
- 2 スマホやネット依存にならないように心がけた。
3年生では約半数が否定的な回答であり、スマホやネットに依存している傾向があることが考えられる。
- 3 毎日、決まった時間、学習をした。4 自分で学習の計画を立てた。5 学校からの課題以外の学習をした。
1年生はどの質問に対しても70%程度が肯定的な回答であったが、23年生は60%程度が肯定的な回答であった。また23年生では「そう思わない」層がどの質問に対しても20%程度おり、20%の層に学習習慣を確立させることが課題である。
- II 休業期間中困ったことやがんばったことは何ですか。
・どの学年も頑張ったことよりも困ったことの回答数が多い。
・がんばったことの回答で一番多いのは適度な運動であった。
・がんばったことの回答で、読書の回答が少なく、読書の習慣づけが課題である。

<自由記述について> (その他心配なことや知っておいてほしいこと)

学習、学校生活、家庭生活、コロナ、その他で分類をした

小学校では

学習 120 件、学校生活 65 件、家庭生活 25 件、コロナ 51 件、その他 11 件であった。

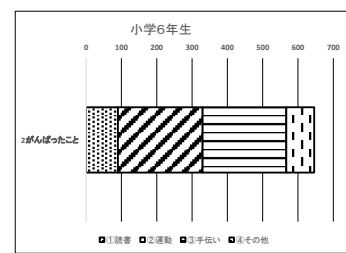
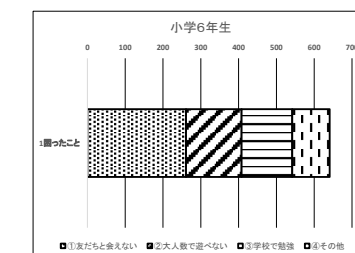
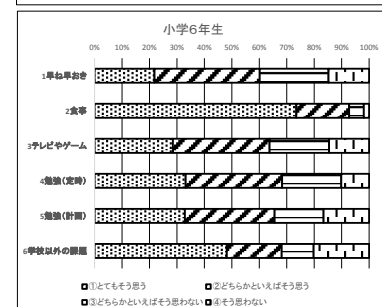
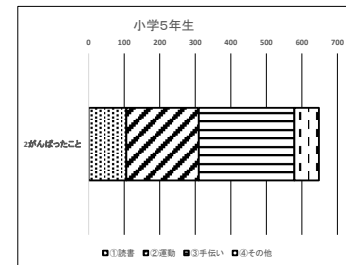
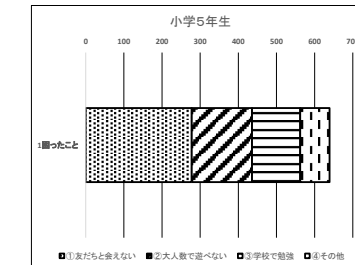
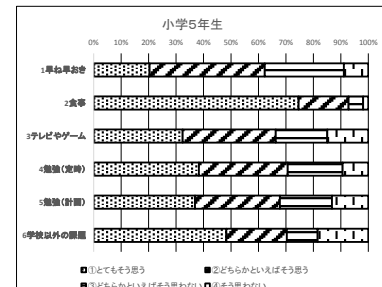
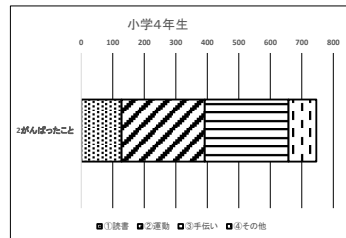
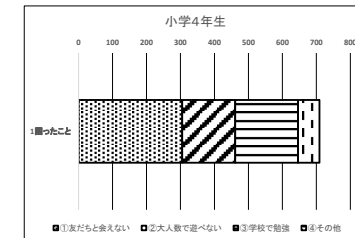
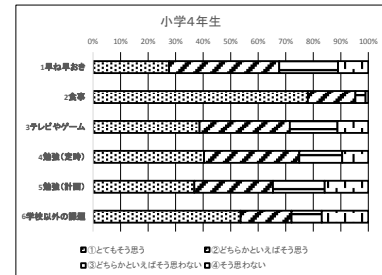
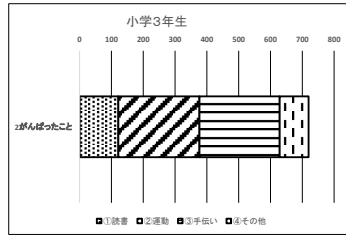
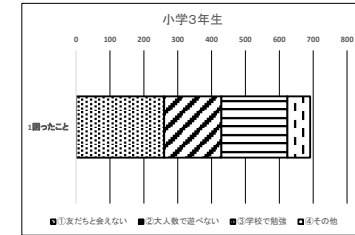
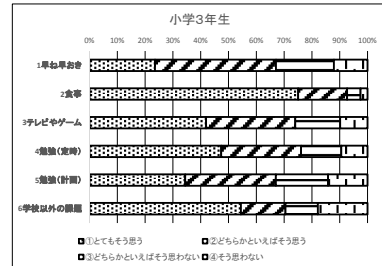
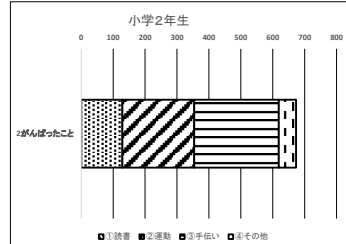
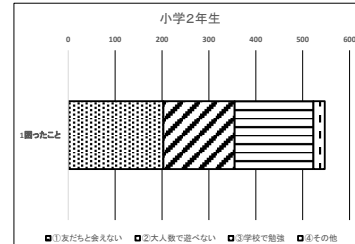
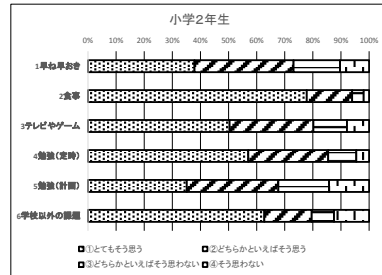
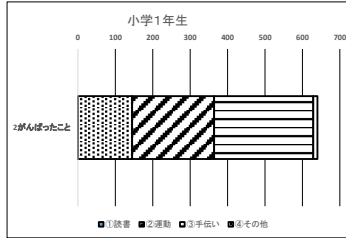
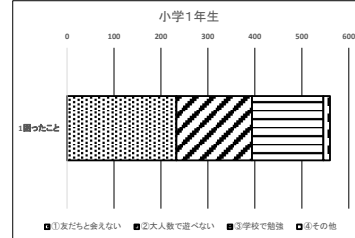
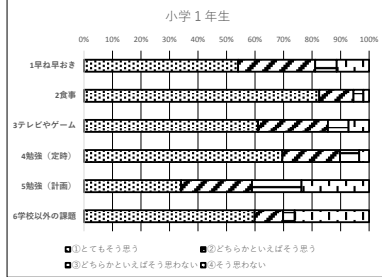
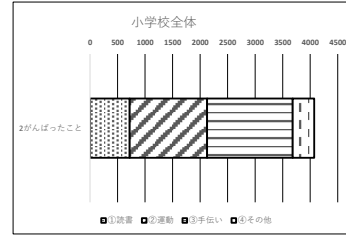
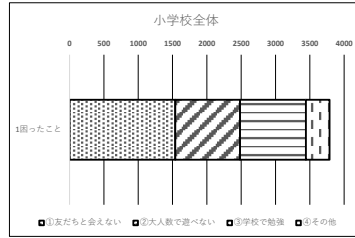
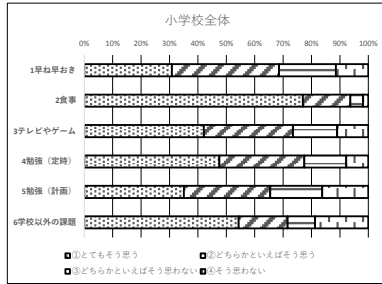
学習では「ついていけるか心配」や学校生活では「夏休みがどうなるか」コロナでは「感染への心配」などがあげられた。

中学校では

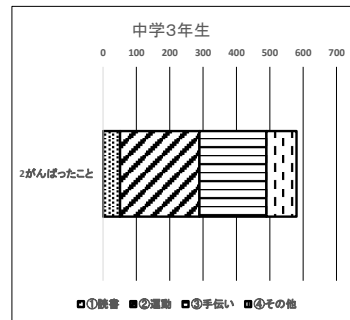
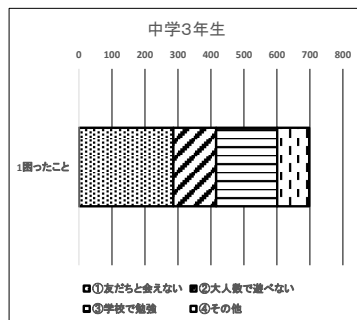
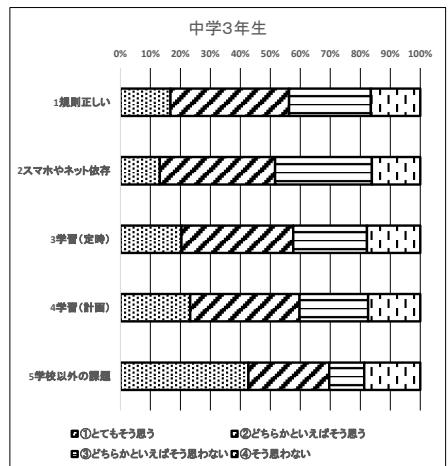
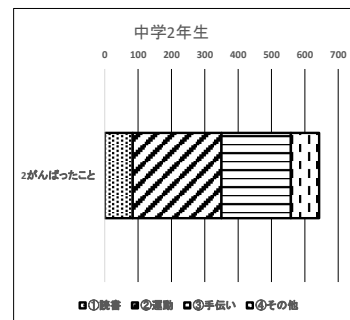
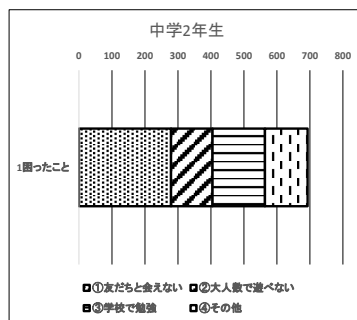
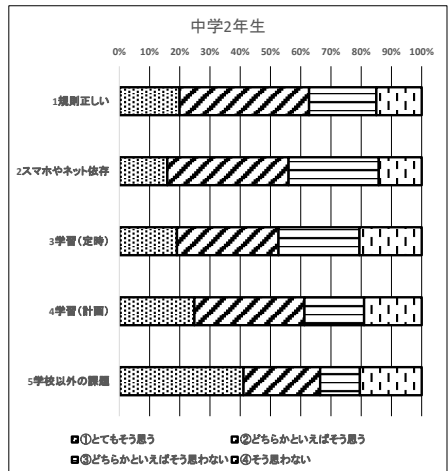
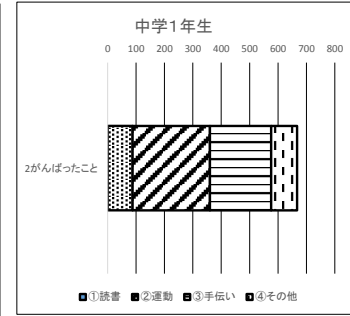
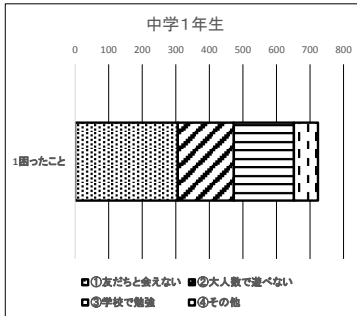
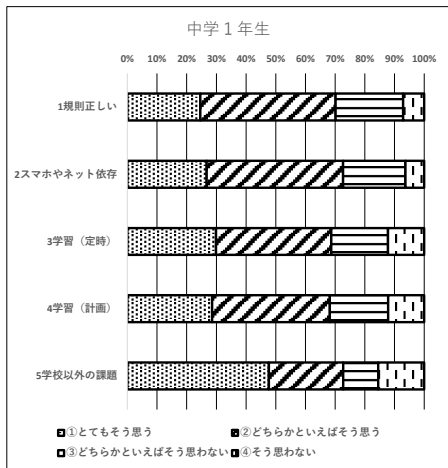
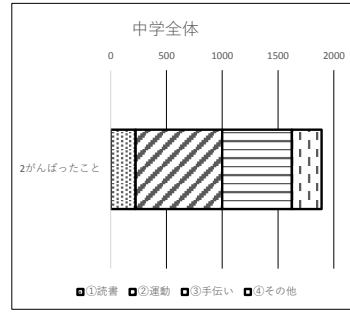
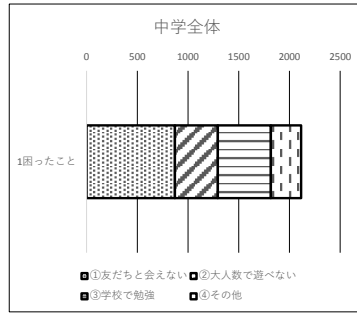
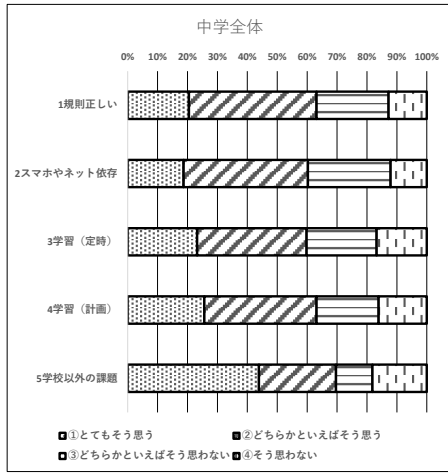
学習 98 件、学校生活 45 件、家庭生活 1 件、コロナ 12 件、その他 10 件であった。

小学校同様な内容が多かったが、部活動に関する内容(11件)、3年生は特に進路への不安(19件)が多く見られた。

学校再開に向けたアンケート（小学校）



学校再開に向けたアンケート（中学校）



学校再開に向けたアンケート

回答欄の ○ を鉛筆やボールペンなどで塗りつぶしてください。[可：●、●／ 不可：○、○、○、○]

() 小学校 () 年 () 組 () 番 氏名 ()

I 次の質問に教えてください。(①とてもそう思う ②どちらかといえばそう思う ③どちらかといえばそう思わない ④そう思わない)

1	「早ね早おき」をした。	① ② ③ ④
2	しっかり食事をとった。	① ② ③ ④
3	テレビやゲームの時間を守った。	① ② ③ ④
4	毎日、決まった時間、勉強をした。	① ② ③ ④
5	自分で勉強の計画を立てた。	① ② ③ ④
6	学校からの課題以外の勉強をした。	① ② ③ ④

II 次の質問について、当てはまる番号を教えてください。(いくつでもよい)

1	休業期間中困ったことは何ですか。※④その他については()に記入してください。 ①友達となかなか会えないこと ②大人数の遊びができないこと ③学校で勉強できないこと ④その他()	① ② ③ ④
2	休業期間中がんばったことは何ですか。※④その他については()に記入してください。 ①たくさん本を読んだこと ②家でできる運動をしたこと ③家のお手伝いをしたこと ④その他()	① ② ③ ④

その他心配なことや、知っておいてほしいことがあれば四角の中に入れてください。

学校再開に向けたアンケート

回答欄の 〇 を鉛筆やボールペンなどで塗りつぶしてください。[可：●、●／ 不可：○、○、○、○]

() 中学校 () 年 () 組 () 番 氏名 ()

I 次の質問に教えてください。(①とてもそう思う ②どちらかといえばそう思う ③どちらかといえばそう思わない ④そう思わない)

1	規則正しい生活を過ごした。(適度な睡眠や食事)	① ② ③ ④
2	スマホやネット依存にならないように心がけた。	① ② ③ ④
3	毎日、決まった時間、学習をした。	① ② ③ ④
4	自分で学習の計画を立てた。	① ② ③ ④
5	学校からの課題以外の学習をした。	① ② ③ ④

II 次の質問について、当てはまる番号を教えてください。(複数回答可)

1	休業期間中困ったことは何ですか。※その他については()に記入してください。 ①友だちとなかなか会えないこと ②大人数の遊びができないこと ③学校で学習できないこと ④その他()	① ② ③ ④
2	休業期間中がんばったことは何ですか。※その他については()に記入してください。 ①たくさん読書したこと ②適度な運動をしたこと ③家の手伝いをしたこと ④その他()	① ② ③ ④

その他心配なことや、知っておいてほしいことがあれば四角の中に入れてください。